

参考資料1

令和4年8月31日
生涯学習スポーツ振興課

学校施設開放事業における課題の解決方法(案)について

1 学校施設開放事業における主な課題・問題点と解決方法(案)の概要

前回(第1回)及びホームページから寄せられたご意見を踏まえ、主な課題と解決方法(案)を以下のように整理しました。

(1) 使用団体の利便性

ア 課題・問題点

- ① 使用申請書を毎月、学校等に提出するのが煩雑。
- ② 施設の空き状況を学校等に電話で確認するのが不便。
- ③ 電話連絡できる時間が限られていて不便。

イ 解決方法(案)

- ① 学校等に出向かずに使用申請ができるようなシステムの導入を検討する。
- ② 各学校の施設予約状況をスマホ等で確認できるようなシステムの導入を検討する。(予約状況の可視化)
- ③ いつでも予約状況の確認やキャンセルができるようなシステムの導入を検討する。(予約状況の可視化)

(2) 学校(副校長)の負担

ア 課題・問題点

- ① 使用団体からの予約受付や調整が煩雑で、多くの時間を費やしている。
 - ② 施設の空き状況についての問合せ対応に多くの時間を費やしている。
 - ③ 学校施設を使用したい団体がいることは理解しているが、学校教育上、放課後や土日においても必要な使用枠を事前に確保する必要がある。
 - ④ 団体に対して、予め、学校施設を使用することを許可していたとしても、学校行事や改修工事、部活の試合等により、急遽、使用をお断りする場合がある。
- ※現在区立小・中学校28校のうち、15校においては、教職員の負担軽減のため、上記①②の調整業務を民間事業者に委託しています。

イ 解決方法(案)

- ① 学校等に出向かずに使用申請ができ、システムにより抽選ができるようなシステムの導入を検討する。(オンライン申請)
- ② 各学校の施設予約状況をスマホ等で確認できるようなシステムの導入を検討する。(予約状況の可視化)

- ③と④施設予約システム導入後も、学校で必要な枠については、開放枠とせずに事前に学校枠として確保する。(学校使用分はシステム化しない)
- ③と④学校で必要な使用枠は、システム開放枠とせずに、事前に確保する。ただし、その調整は、副校長の負担として残る。(学校使用分はシステム化しない)

(3) 既存の学校施設等使用事前届出団体の活動実態への配慮

ア 課題・問題点

- ① これまでのように学校施設を使用できないと、団体活動が維持できない。
- ② 活動日時が不確定になると、習い事をしている子どもたち等は、団体活動に参加しづらく、団体の存続、活動の維持ができない。
- ③ 新規団体の活動場所の確保も必要だが、既存団体の多くはすでに活動実態があることに配慮も必要。
- ④ 既存団体(現在学校施設を使用している団体)でも区民以外の団体がいる。(在勤団体、在住でも在勤でもない一般団体)
- ⑤ 名義貸しにより使用している団体がいる。

イ 解決方法(案)

- ①と②学活動経緯や活動目的、構成員等を踏まえ、配慮すべき団体の範囲を検討し、配慮すべき団体が活動を維持できるようにする。(既存団体への配慮はシステム化になじまない。)

《配慮すべき団体(案)》

A：当該学区の子どもの活動を主とする団体

B：当該地域の区民の活動を主とする団体

C：A・Bを踏まえ、学校教育と深いかかわりのある団体

※A・B・Cについては、学校ごとに地域との関わり方は異なるため、一律のルールとすることは困難という意見あり。

- ③ 既存団体の活動が維持できる範囲で、既存使用枠を新規団体枠に提供(既存団体の活動枠を100%未満にする等)(提供分の枠をシステム化枠とする。)
- ④ 事前届出団体でもなく、ABCにも該当しない場合は、既存団体としての配慮はしない・できない。(既存団体の考え方・定義)
- ⑤ 施設使用時に団体代表者のID確認や、団体登録の更新手続き時の審査を厳格にする。(活動実態や構成員名簿等の審査方法見直し)

(4) 新規の事前届出団体の活動場所の確保

ア 課題・問題点

- ① 新たに事前届出団体になったが、学校施設に空きがなく使用できない。
- ② 既存団体の活動に配慮するだけでなく、新規団体の活動場所の確保も必要。
- ③ 学校との関わりが全くない団体が学校施設を使用することに対して防犯上・安全対策上に学校もPTAも不安がある。

イ 解決方法(案)

- ① 時間枠や使用場所を細分化することで新たな使用枠を設定します。
(例)
 - a: 1日3区分(午前・午後・夜間)だったものを、4区分(午前・午後①・午後②・夜間)とし、新たな区分を新規団体の活動枠に充てる。
 - b: 校庭・体育館を1/2ずつに区切り、新たなエリア(使用場所)を新規団体の活動枠に充てる。
- ② 既存団体の活動が維持できる範囲で、既存使用枠を新規団体枠に提供します。
(既存団体の活動枠を100%未満にする等)(提供分の枠をシステム化枠とする。)
- ③ 団体登録の審査を厳格にするとともに、学校施設使用上の注意事項を守れない団体の登録取消しや、使用許可の取消し等、ルールや罰則を検討します。

(5) その他

ア 課題・問題点

- ① 学校の事情がわからない新規団体に学校施設を使用させることに防犯上の不安がある。また、学校施設特有の事情として、急に学校教育上の問題で、施設を貸せない状況もあるが、そういう状況・事情をわかってもらえるのか。
- ② 既存団体の中にもマナーが悪い団体もいるが、これまでの経緯もあり断れない状況がある。
- ③ 「港区●●」「みなと●●」という団体が多く、学校では公共性の高い団体を把握できず、学校枠として使用させてしまうことがある。

2 解決方法（案）の具体的検討事項

(1) 開放時間及び開放施設

以下の項目については、早急に検討を進め、運営委員会での方向性をまとめ、システム構築開始に合わせて、教育委員会として決定する必要があります。

① 使用枠（曜日毎の使用区分・時間）

区分・曜日・場所		現行	新区分（例）	
午前（土・日・祝）	講堂・体育館、 教室、校庭及び 柔剣道場	9時～正午	9時～正午 正午～15時 15時～18時	9時～11時 11時～13時 13時～15時 15時～17時
午後（土・日・祝）	講堂・体育館、 教室、校庭及び 柔剣道場	13時～17時		
夜間	平日	校庭、テニス コート	18時～21時	17時～19時 19時～21時
		講堂・体育館、 教室及び柔剣 道場		
夜間	土	校庭、テニス コート		
		講堂・体育館、 教室及び柔剣 道場		
	日・祝	—	制度上の使用枠なし	実態に合わせて制度（規則） 改正

② 使用場所（エリア）

防球ネットで仕切る等、分割使用できる体育館等については、システム上、1エリアではなく、2エリアとしての取扱いとすれば、効率的な使用が可能となります。

（例）既存団体が体育館の半分で卓球をしている場合、残りの半分を、新規団体が空手やバレーボール等で使用するなど

(2) 新たな「学校施設開放事業」の運用ルール

「学校施設使用上の注意事項」を守らない団体等への対応方法（使用承認及び団体登録の取消等）については、施設予約システムの導入スケジュールとは別に、運営委員会での方向性がまとまりしだい、教育委員会として検討・決定し、適宜、運用を開始します。

3 今後のスケジュール（予定） 網掛けは終了分です。

令和4年 7月19日 第1回学校施設開放運営委員会
8月16日～ 議事録公開・意見募集開始
8月31日 第2回学校施設開放運営委員会

- 10月上旬 議事録公開・意見募集開始
- 10月中旬 意見募集締切
- 第3回学校施設開放運営委員会
- 10月下旬 議事録公開・意見募集開始
- 11月中旬 意見募集締切
- 第4回学校施設開放運営委員会
- 12月上旬 システム構築開始
- 令和5年10月 施設予約システム稼働（令和5年12月使用分）